様式第3号(第59条の2関係)

指定緊急作業等従事者等に係る線量等管理実施状況報告書

<table>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td>年　月　日</td><td>個人番号</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>性別</td><td>男・女</td><td>指定緊急作業等従事以前の累積被ばく線量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所</td><td colspan="5">電話　(　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">指定緊急作業等時の所属事業場の名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">指定緊急作業等時の所属事業場の所在地</td><td colspan="5">電話　(　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">現在の所属事業場の名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">現在の所属事業場の所在地</td><td colspan="5">電話　(　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td colspan="2">年　月分</td><td>通常作業・緊急作業の区別</td><td colspan="2">通常作業・緊急作業</td></tr>
<tr><td rowspan="3">対象月分累積線量</td><td>外部被ばく実効線量</td><td colspan="2">(mSv)</td><td rowspan="5">作業の場所</td><td colspan="2" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>眼の水晶体の等価線量</td><td colspan="2">(mSv)</td></tr>
<tr><td>皮膚の等価線量</td><td colspan="2">(mSv)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">内部被ばく測定結果</td><td>預託線量</td><td colspan="2">(mSv)</td></tr>
<tr><td>測定日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>摂取日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">主要核種ごとの測定値</td><td>核種</td><td></td><td rowspan="6">作業の内容</td><td colspan="2" rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>測定値</td><td>(Bq)</td></tr>
<tr><td>核種</td><td></td></tr>
<tr><td>測定値</td><td>(Bq)</td></tr>
<tr><td>核種</td><td></td></tr>
<tr><td>測定値</td><td>(Bq)</td></tr>
</table>

令和　　年　　月　　日

備考

1　外国人の場合、「氏名」の欄は、漢字表記を持たない外国人の場合はローマ字表記で記入するとともに、「住所」の欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。

2　「個人番号」の欄は、事業者が指定緊急作業等従事者等の線量等の管理を行うため、これらの者に対し、個人を識別するために番号を付与した場合に記入すること。

3　「住所」、「指定緊急作業等時の所属事業場の名称」、「指定緊急作業等時の所属事業場の所在地」、「現在の所属事業場の名称」及び「現在の所属事業場の所在地」の欄は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。

4　「対象期間」の欄は、指定緊急作業等従事者等が、

(1)　緊急作業に従事する間は、1か月分を対象期間とすること。(提出は、当該対象期間とする月の翌々月末日まで)

(2)　放射線業務(緊急作業を除く。)に従事する間は、3か月分を対象期間とし、「　月分」の欄に、その期間が分かるよう記入すること。(提出は、当該対象期間の満了の月の翌々月末日まで)

5　「作業の場所」及び「作業の内容」の欄は、指定緊急作業等従事者等が、

(1)　緊急作業に従事する間は、当該作業に従事した場所及び作業の内容を記入すること。

(2)　放射線業務(緊急作業を除く。)に従事する間は、「作業の場所」の欄に、当該作業に従事した原子力施設等の名称を記入すること。

6　外部被ばくの実効線量の日々の値を把握している場合には、報告対象月分の1日ごとの被ばく線量について、測定開始日時、測定終了日時及びその間の実効線量の一覧を添付すること。